

受動喫煙対策推進
マスコット

けむいモン



香川県でもはじまっています、
受動喫煙対策。

ACTION!



香川県
がん征圧
イメージキャラクター
ソウキくん

かがやくけん、かがわけん。

香川県

2020年4月から飲食店やオフィスなど、様々な施設でスタート!

なくそう!

望まない受動喫煙。

受動喫煙を防止するための取り組みが変わります

改正された健康増進法が、2020年4月1日から全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

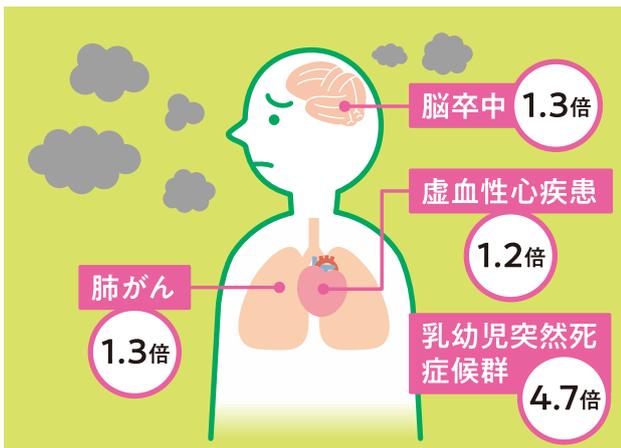
何が、どう変わるのか、たばこを吸う方も、吸わない方も気になるポイントをご紹介します。

ポイント

- ① 目的は「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ため
- ② 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ③ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

受動喫煙の健康影響について (ルールの背景)

受動喫煙によってリスクが高まる病気

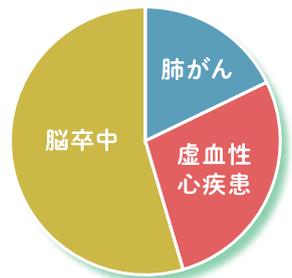
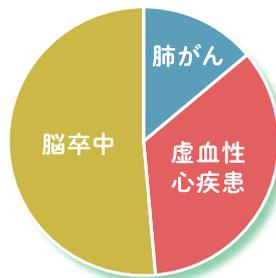


受動喫煙による年間死亡者数推計値

(日本全体で年間約15,000人)

男性: 4,523人

女性: 10,434人



出典)「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス
厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告



たばこの煙には、ニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれています。

本人がたばこを吸っていなくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことを受動喫煙といいます。この受動喫煙によって、肺がんや脳卒中などの病気になるリスクが高まることがわかっています。

このため、受動喫煙を防止するためのルールが設けられました。

📖 どのようなルールになるの？

新しいルールの具体的なポイントは次のとおりです。

① 多くの施設では、原則屋内禁煙に



多くの方が利用したり働く施設、例えば、オフィスや工場、飲食店などでは、原則屋内禁煙になります。施設によっては専用の喫煙室を設ける場合もあります。

※学校、病院、行政機関の庁舎などでは、2019年7月から、原則として、敷地内禁煙になっています。
(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、例外的に喫煙場所を設ける場合もあります。)

👉 子どもや病気の人には特に配慮されるんだね

② 20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止に



20歳未満の方は、たとえ従業員であっても、喫煙エリアへの立入りは一切できません。



③ 喫煙室には、標識掲示が義務付けに



喫煙室を設置する場合には、施設(建物)の出入口と喫煙室の出入口に、標識(ステッカーやプレートなど)を掲示する必要があります。

喫煙室のたばこの煙は、建物内(喫煙室の外)に漏れてはいけません。

👉 掲示によって
わかりやすくなるね

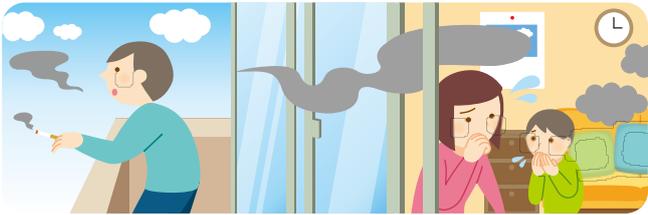


※既存の小規模な飲食店では、経過措置として、標識を掲示した上で店内を喫煙可とすることもできます。ただし、20歳未満の方は立ち入れません。

👉 ファミリー層向けのお店は原則屋内禁煙かな

その他のポイント

4 喫煙が禁止されていない場所でも配慮を



屋外や家庭などであっても、望まない受動喫煙を防ぐために、喫煙の際には周囲へのご配慮をお願いします。

5 加熱式たばこも規制の対象に



加熱式たばこも、通常のたばこと同様に健康増進法の規制の対象であり、原則屋内禁煙となります。室内で飲食等も可能な、加熱式たばこ専用の喫煙室を設ける場合もあります。

加熱式たばことは



たばこ葉やたばこ葉を加工したものを加熱して、その蒸気を吸引する新しいタイプのたばこ製品です。主流煙には、多くの種類の有害物質が含まれていること、ニコチン以外の有害物質の量は通常のたばこに比べて少ないことなどが報告されています。販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていません。

以上の詳しい内容は、厚生労働省特設サイト「なくそう!望まない受動喫煙」をご覧ください。

URL

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>



もし、禁煙したいと思ったら…

受動喫煙以上に、喫煙が本人に及ぼす健康への悪影響は大きいことがわかっていますが、禁煙による健康改善効果も明らかになっています。

ひとりではなかなか禁煙できない場合、医療機関で禁煙外来を受けることもできます。

喫煙することでリスクが高まる病気の例:がん(鼻腔・副鼻腔、口腔・咽頭、喉頭、食道、肺、肝臓、胃、膵臓、膀胱、子宮頸等)、循環器疾患(脳卒中、虚血性心疾患等)、呼吸器疾患、2型糖尿病、周産期の異常(早産、低出生体重等)

相談窓口

名称	エリア	電話番号
小豆総合事務所 保健福祉課	土庄町・小豆島町	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	さぬき市・東かがわ市・三木町・直島町	0879-29-8250
中讃保健福祉事務所 健康福祉課	丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡	0877-24-9961
西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	観音寺市・三豊市	0875-25-3082
高松市保健所 保健対策課	高松市	087-839-2860
香川県 健康福祉総務課		087-832-3261